

佐賀県環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第二十三号

佐賀県環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県環境の保全と創造に関する条例（平成十四年佐賀県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第二項中「協議し、その同意を得て」を「協議して」に改める。

第六十九条第一項中「その同意を得」を削る。

第八十九条中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

佐賀県環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(県自然環境保全地域に関する保全事業の執行) 第四十九条 略</p> <p>2 市町は、知事に協議して、県自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行することができる。</p> <p>(国等に関する特例) 第六十九条 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第五十条第四項、第五十一条第三項第六号、第五十七条第一項及び第六十一条第三項の許可を受けることを要しない。この場合において当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめ知事に協議しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(生活排水に関する配慮) 第八十九条 何人も、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うことにより、生活排水(水質汚濁防止法第二条第九項に規定する生活排水をいう。)の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止に努めなければならない。</p>	<p>(県自然環境保全地域に関する保全事業の執行) 第四十九条 略</p> <p>2 市町は、知事に協議し、その同意を得て、県自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行することができる。</p> <p>(国等に関する特例) 第六十九条 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第五十条第四項、第五十一条第三項第六号、第五十七条第一項及び第六十一条第三項の許可を受けることを要しない。この場合において当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめ知事に協議しその同意を得なければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(生活排水に関する配慮) 第八十九条 何人も、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うことにより、生活排水(水質汚濁防止法第二条第八項に規定する生活排水をいう。)の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止に努めなければならない。</p>